

基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

- 1 日時 平成20年2月26日（火） 16:00～18:00
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館9階 共用会議室—1
- 3 出席者：
阿藤委員（座長）、大久保委員、大沢委員、加藤委員、玄田委員、嶋崎委員、廣松委員、藤田委員
内閣府、総務省（統計局）、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省統計審査官

- 4 議事次第 （1）個別分野の検討②（「労働・雇用」「福祉・社会保障」分野）
（2）その他
- 5 議事概要

（1）「労働・雇用」分野の検討について

事務局から資料1、大沢委員から資料2及び玄田委員から資料3の説明の後、「労働・雇用」分野の統計の整備についての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 労働関係の調査は昭和20年代に確立し、その後、社会経済状況の変化を取り込む形で調査の変更がなされてきたが、現状とマッチしていない部分があることは事実である。雇用・労働分野の整備の観点から、一部整理統合や制度に関する調査のビルドもあるなら、スクラップも考えざるを得ない状況にきているのではないか。
- ・ 働き方の多様化に対応して定義を変えていくことも重要であるが、多様な働き方を一つの定義でとらえることができるのか。また、過去との継続性の問題もあり、定義についての議論が必要ではないか。
- ・ 労働力調査はアクチュアルベース、就業構造基本調査はユージュアルベースであり、就業のとらえ方自体の検討も必要ではないか。
- ・ 労働時間の把握については、日本の統計の信頼性について国際的な評価が低いと思う。これは、統計調査の問題か、働き方の問題かは明確ではなく、また、雇用形態や働き方の変化により捉えにくくなってきている等の問題もある。労働時間をメインにした統計が必要かもしれない。
- ・ 対事業所調査と対個人調査では大きな乖離があり、その実態をつかめていないのが現状ではないか。

- ・ 労働の需要側（事業所・企業側）と供給側（世帯・個人）の調査において、労働時間が必ずしも一致しないのは日本特有の問題ではなく、とらえ方の違いによるところもある。特に、労働時間の把握において典型的に現れており、正確な労働時間の把握は重要な問題提起であることから、どのレベルで把握するか議論する必要がある。
- ・ 長時間労働の問題もあり、単に労働時間の平均値を把握するだけでよいのか。
- ・ 事業所と労働者本人の労働時間のギャップをみることができないか。労働時間の長さだけでなく、ギャップをできる限りミクロレベルでみるのが実態を把握する第一歩ではないか。
- ・ 労働時間については、通勤時間や拘束時間なども含めた色々な形での捉え方が考えられるのではないかと、色々なアプローチが試みられてもよいのではないかと。
- ・ 偽装請負に関しては、行政から問題事例を文書指導することにより、明らかになったという面もある。こうした問題事例については、事業所調査による把握はむずかしい面がある。
- ・ 速報性への対応については、コンピュータベースの方法にするのも一案。しかし、速報性とコスト、調査規模、表章範囲（特に地域表章）等とのバランスを含め、検討する必要がある。
- ・ 速報性に対する社会的・政策的ニーズが大きいだけでなく、訪問調査員の負担を軽減することが結果的には速報性や信頼性につながれると思われ、一足飛びに移行するのは無理だが、コンピュータベースの調査の検討を始める段階にきているのではないかと。
- ・ 世帯調査については、米国等では、日本とは異なる環境の中でハンド・ヘルド方式を導入している例もあるが、日本では、それ以前に、世帯に面接できない状況にあり、まずは面接調査ができやすい環境をどう作るかが重要である。
- ・ 構造統計・分布統計・動態統計の視点、労働需要側サイド・労働供給側サイドの視点等から、雇用・労働関係の統計がどう関連しているのか、どこが不足あるいは重複しているのか整理すべきではないかと。
- ・ 統計調査間の課題について、各統計調査はそれぞれ目的を持っており、理想的には重複がなく、必要な項目をすべてカバーするような調査が考えられればよいが難しい。政策目的等の調査目的を考慮しつつ、基本的にはスクラップ・アンド・ビルドの考え方を導入していく必要がある。

（２）「福祉・社会保障」分野の検討について

事務局から資料４及び加藤委員から資料５の説明の後、「福祉・社会保障」分野の統計の整備についての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 雇用形態の多様化の中で、非正規労働者の雇用保険の加入漏れ、外国人労働者など、セーフティネットから漏れている者の把握が不十分ではないかと。
- ・ 雇用保険や社会保障の問題は、業務システム間の統一性の問題もあるのではないかと。
- ・ 業務記録を今後どういう形で統計化するかは、業務システムの統一化の前に考える必要がある。

- ・ 将来的に社会保障番号などが実現すれば、個人・家計の所得再分配動向とリンクした統計体系も必要となるという指摘については、ネガティブな反応も予想されるが、統計の意義の積極的なアピール等を含め、考える時期にきているのではないか。
- ・ 基礎年金番号や住民基本台帳番号については、国民のプライバシー意識等から、制度の中に閉じた形で運用されてきている。社会保障番号については、議論が始まったばかりであり、年金の支給漏れが起こらないようなシステムの必要性等から検討されているが、個々人の労働時間の把握や事業者と結びつけて使うことについては、国民の側に非常に抵抗感があるのではないか。
- ・ 統計委員会の議論としては、社会保障番号の導入の是非ではなく、仮に、導入された場合に、統計の精度が高まり政策に役立つ情報が如何に国民に寄与するのかという点を議論することではないか。
- ・ 社会的に孤立化した、あるいは孤立化しつつある者が増加している中で、こうした者について標本調査だけでは把握しきれない。社会保障番号の活用による把握の必要性を訴えることが大事ではないか。
- ・ 格差や貧困問題を考えたとき、社会保障制度の効率性の話がでてきて、個々の状況を捉えることが重要になる。将来、再分配の問題を考えていく上でも、プライバシーの問題があるにしても社会保障番号は重要な情報であることを説明していく必要がある。
- ・ 個別の状況を全て追うことは統計の話題ではなく、業務記録の有効な活用の話ではないか。統計は、あくまでも集団としての情報であり、社会保障番号利用のメリットは、統計調査の効率化や調査間のリンケージの容易化にあるのではないか。
- ・ 社会保障番号があれば便利という発想はわからないでもないが、本当にそこまでして統計を整備しなければいけないかという問題がある。非正規雇用や格差の問題は非常に重要であるが、基本的な統計として長期にわたって整備、集積していくべき情報と、その時々の方針上の問題に対応するために得る情報とは区別して議論した方がよいのではないか。
- ・ 年金の統計は、SNAとの整合性がある形で整備されていないと経済活動としての社会保障が把握しきれないのではないか。
- ・ 児童手当、生活保護、雇用保険等の業務統計を一本化してアクセスできるようにするだけでも使い勝手がよくなる。
- ・ 一般に、業務統計と調査統計は、作成部局間の連携が必ずしもよくないので、改善すべき。

(3) その他

前回「家族・暮らし・居住」と「余暇・レジャー」は別分野としていたが、一つの分野にまとめ、次回検討することとされた。

次回の会合は、3月12日（水）の15:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>